

## 公務員の倫理と非業の死

4月1日の朝日新聞夕刊「素粒子」一内閣記者会幹事の司会で、アベ首相の会見は始まった。「ウィルスとの戦いで、様々な我慢をお願いしている首相として、国民との信頼を結び直したい。『モリ・カケ・桜』を調査する第三者委員会を国会に置くべく、自民党総裁として党に指示しました」質問は記者の挙手が絶えるまで続いた。原稿なし、自分自身の言葉で首相は答えた。◎ きょう「4月1日」一。

たまたま同日朝刊「経済気象台」に目を向けると、テーマが「公務員の倫理と非業の死」であった。「この欄は、第一線で活躍している経済人、学者ら社外筆者が執筆しています」と書かれている。関心のあるテーマなので、これも紹介したい。手書きメモの写真は大阪日日新聞3月18日。レポートで紹介した相沢冬樹記者の記事も心にせまる。

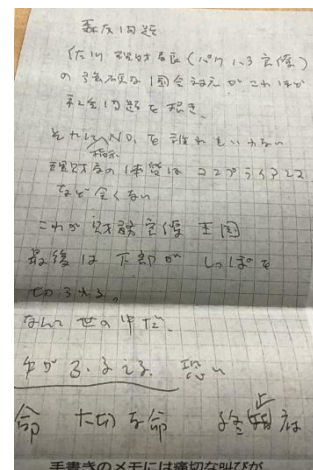
先般公表された近畿財務局職員の遺書と手記は、森友学園を巡る文書改ざんの経緯を克明に示しており、財務省幹部のあまりにもおぞましい実態をあぶりだした。

「国家公務員倫理法」第1条では、「職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する国民の信頼を確保すること」を目的に掲げている。そこで、国家公務員は、国民全体の奉仕者であるとの高邁な理念を実践すべく、「職務に係る倫理の保持」に資するために必要な措置として、本法が制定されたのである。

しかし、遺書からうかがえる幹部職員の言動は無責任極まりないものであり、本法の理念を根底から否定するものである。時の政権におもねり、出世を妨げるような出来事には極力目をつぶろうとする姿勢が見える。

ところで、組織に属する者が不正に手を染めさせられ、あるいは、そうした不正を知ったときには、勇気をもって同僚や上司にそのことを相談して、事前に食い止めるための方策を講じることが求められる。「正しいことを正しく行う」といった行動原則こそ、職業人としての倫理の保持なのである。

しかし、そうした不正阻止の要請に耳を傾けず、また、不正に加担することを拒絶できない場合、矜持をもって倫理を貫くためには職を辞すべし、との職業倫理の教えもある。実際に、職を失うことなど、簡単ではないが「倫理観のかけらもない組織の命に忍従することは、苦しむだけだから」といった理由による。このように倫理の崩壊した組織、とりわけ権力を有する者に倫理感がない場合には、人の命をも奪う罪を犯してしまうことを知るべきである。



(2020年4月3日)